

令和2年4月7日 臨時記者会見

教育長説明

緊急事態宣言発令に伴う臨時休業の実施及び分散登校の中止について、資料に従いまして順次御説明させていただきます。

過日4月3日（金）の記者会見において、5月6日（水）までの臨時休業について発表をいたしました。その臨時休業の中で、児童生徒の学習機会の保障やストレスの解消等、子どもたちに寄り添った支援を行うことが大変重要であると考え、分散登校を実施することを申し上げたところでございます。

しかしながら、この度の緊急事態宣言の発令を受け、分散登校でさえも容易ではないことから、苦渋の決断ではございましたが、やむなく中止という結論に至った次第でございます。

次に、臨時休業の期間については、既に一部について御案内のとおりでございますが、それぞれの学校種において、入学式予定日の翌日から5月6日（水）までの期間となります。

なお、特別支援学校についても同様の期間臨時休業とさせていただきます。

次に、臨時休業中の児童生徒の預かり及び校庭開放について御説明いたします。

資料に記載いたしましたとおり、いずれも3月に行っていた臨時休業時と同じく実施をいたします。

なお、特別支援学校についてもこの度預かりを実施いたします。

教育委員会といたしましては、子どもたちの学びの機会をしっかりと確保するために、今でき得る最善の策を講じるため、今回の臨時休業期間におきましても、これまで以上に子どもたちの学びを支えていくとともに、一人ひとりの心に寄り添い、手厚く支援してまいりたいと考えております。具体的に申しますと、教育委員会や各学校では、ホームページ等を活用し、学習課題や市Webサイトの学習コンテンツの充実により、学習の定着を図るとともに、長引く臨時休業の中で、少しでも子どもたちと学校がつながるように、毎日各学校、教員が順番で子どもたちへのメッセージを掲載したり、担任が電話で様子を聞いたりする、このような取組を行ってまいります。なお、御家庭におきまして、インターネットを視聴する環境にない、このような場合には、学校に御相談いただきまして各学校で対応してまいる計画でございます。また、学校が再開されたのちには、長期休業の短縮や土曜日を活用し、この3月と4月の学習について、しっかりとフォローしてまいります。

また、子どもたちの状況を把握しながら、可能な場合は、登校日を設けるということも考えております。

私からは以上でございます。